

# 令和7年度 集団指導資料

## 介護保険法の通所リハビリテーション

福祉局指導監査部指導第一課  
介護機関指導担当

## 今回の内容

1 人員基準

2 運営基準

3 報酬関係

# 1 人員基準

【居宅条例第136条】 【予防条例第117条】

＜単位ごとに人員基準が定められているため、単位の考え方方が重要！＞

## 【単位】

同時に、一体的に提供される指定通所リハビリテーション



### ✓ 2単位として扱うもの

- ・同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合
- ・午前と午後とで別の利用者に対して行われる場合

# 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員

利用者	指定通所リハビリテーション事業所
10人以下	単位ごとにサービス提供時間帯を通じて、1人以上
10人超	単位ごとにサービス提供時間帯を通じて、利用者の数を10で除した数以上

※当該従事者が一日に担当できる単位数は、2単位まで。

※1時間～2時間の通所リハビリテーションは、0.5単位として扱う。

## 2 運営基準① 「勤務体制の確保等」

### 勤務表の書き方

【居宅条例第103条準用】  
【予防条例第120条の2】



- ▶ 事業所ごとに、月ごとの勤務表（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表）を作成すること。
- ▶ 従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、従事者の配置、兼務関係等を明確に記載すること。
- ▶ 単位ごとの配置がわかるような記載すること。



## 主な指摘事例

- ▶ 病院・診療所の全体の勤務表は作成されているが、通所リハビリテーション事業所としての勤務表が作成されていない。
- ▶ 勤務表に記載すべき内容(日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等)が記載されていない。

**併設の病院・診療所で兼務する場合は、他施設での勤務時間と通所リハビリテーション事業所での勤務時間を区別して記載してください。**

## 2 運営基準① 「勤務体制の確保等」

【居宅条例第103条準用】

【予防条例第120条の2】

### <研修の機会の確保>

- ▶ 介護に直接携わる医療・福祉関係の資格を持たない従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。

### <セクハラ・パワハラ等を防止するための措置>

- ▶ 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。
- ▶ 相談窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。

## 2 運営基準②業務継続計画の算定等

【居宅条例第11条の2準用】

【予防条例第52条の2の2準用】

- ▶ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に行い、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
  
- ▶ 事業所内での研修・訓練：定期的（年1回以上）に実施。



## 主な指摘事例

- ▶ 業務継続計画を感染症・災害のいずれのみしか作成していない。

**業務継続計画は感染症対策、災害対策、双方必ず作成してください。**

- ▶ 感染症の業務継続計画と、その他の感染症対策資料とを混同している。

**感染対策委員会資料や感染症関連の研修資料は、業務継続計画とは別のものです。速やかにサービス提供を再開できるよう、必ず個別に作成してください。**

## 2 運営基準③「運営規程」

【居宅条例第139条】  
【予防条例第120条】



### 主な指摘事例

- ▶ 運営規程の料金表の単位、金額、負担割合が改定されていない。
- ▶ 通常の事業の実施地域があいまい。  
**「事業所から半径○kmまで」、「○○区の一部」のようなあいまいな表記は不可。**
- ▶ 運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項が定められていない。

令和6年度より義務化されました。

## 2 運営基準④ 「内容及び手続の説明及び同意」

【居宅条例第12条準用】

【予防条例第52条の3準用】

### <重要事項説明書>



サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者（又はその家族）に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。

重要事項を記した文書（重要事項説明書）は、サービス提供時には説明交付済みで、運営規程や現状と合っていること。





## 主な指摘事例

- ▶ 重要事項説明書に定めるべき事項（事故発生時の対応等）が定められていない。
- ▶ 営業日・営業時間、通常の事業の実施地域が運営規程又は現状と異なっている。
- ▶ 利用者又は家族の同意が確認できない。

**同意については、利用者及び事業者双方の保護の観点から、書面によって確認すること。**

## 2 運営基準⑤ 「提供拒否の禁止と送迎体制の整備」

【居宅条例第13条準用】

【予防条例第52条の4準用】



■正当な理由なく、指定通所リハビリテーションの提供を拒んではならない。

正当な理由とは・・

- ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合



## 主な指摘事例

- ▶ 送迎体制を整備しておらず、利用者を「自分で事業所に通うことができる方」に限定している。

自力で事業所に通うことができない利用者へのサービス提供を実質的に拒否していることになります。

※ 「送迎減算」を適用していたとしても、拒否することはできません。

## 2 運営基準⑥ 「居宅サービス計画に沿ったサービスの提供」

【居宅条例第20条準用】

【予防条例第52条の11準用】

- 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所リハビリテーションを提供しなければならない。

### ⚠ 主な指摘事例

- ▶ ケアプランの期限が切れており、新しいケアプランを確認しないまま、継続してサービスを提供している。

## 2 運営基準⑦ 「サービス提供の記録」

【居宅条例第23条準用】

【予防条例第52条の14準用】

- ▶ 指定通所リハビリテーションを提供した際には、サービス提供日、時間、具体的な提供内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記載すること。
- ▶ 利用者から申し出があった場合は記録を必ず提供すること。



## 主な指摘事例

- ▶ サービスに関する記録がない。具体的なサービス内容の記録がない。

**サービス日時の変更やキャンセル、サービス内容の変更なども必ず記載してください。**

- ▶ 記録上、加算の要件を満たしているか不明確

**加算要件を満たしていることを客観的に証明できる具体的な記録が不可欠です。**

## 2 運営基準⑧ 「利用料等の受領」

【居宅条例第104条準用】  
【予防条例第120条の3】



- ▶ 以下のような費用徴収は認められないこと。
  - 利用者又は家族等への説明、選択（希望）及び同意のない費用徴収
  - 便宜の提供がない利用者を含めた画一的・一律の費用徴収
  - すべての利用者のために一律に提供される教養娯楽活動に係る費用徴収

## 2 運営基準⑨ 「通所リハビリテーション計画の作成」

【居宅条例第142条】

【予防条例第125条】

- ▶ 利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境をふまえて、リハビリテーションの目標、その目標を達成するための具体的な内容を記載すること。
  
- ▶ リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容等を説明したうえで利用者の同意を得て、当該リハビリテーション計画を利用者に交付すること。



## 主な指摘事例

- ▶ 利用者の状態の変化に応じた計画の変更がなされていない。

**入退院や要介護区分の変更等で、利用者の病状や心身状況に変化があった場合も計画書を作成する必要がある。アセスメントの結果、内容に変更がない場合は、検討した経緯を記録すること。**

- ▶ 利用者又は家族の同意がないままサービス提供を開始している。

## 2 運営基準⑩ 「非常災害対策等」

【居宅条例第110条準用】  
【予防条例第121条の2】



### 主な指摘事例

- ▶ 消防計画に定めた避難訓練、消防訓練等を実施していない。
- ▶ 家具や備品について、地震等の転倒防止対策が取られていない。
- ▶ 避難通路、非常口付近に物が置いてある。

利用者の行動範囲と、備品・什器・棚などの位置関係をチェックし、利用者及び従業者の安全確保のため、地震や火災等に備えた安全確認を行ってください。

## 2 運営基準⑪「感染症の予防及びまん延の防止のための取組」

【居宅条例第143条第2項】

【予防条例第121条第2項】

- ▶ 感染症が発生、まん延しないように、規則で定める措置を講じること。



- ✓ ① 感染対策委員会をおおむね六月に一回以上開催し、結果を従業者に十分に周知すること。
- ✓ ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ✓ ③ 従業者に対し、研修、訓練を定期的に実施すること。

## 2 運営基準⑫ 「掲示」

【居宅条例第33条準用】

【予防条例第54条の3準用】

- ▶ 運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を利用者から見やすい場所に掲示、若しくは備えつけること。
- ▶ 重要な事項をウェブサイトにも掲載すること。

## 2 運営基準⑬ 「秘密保持等」【居宅条例第34条(準用)】 【予防条例第54条の4(準用)】



- 従業員及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。**
- × 雇用契約書に退職後の秘密保持に関する規定がない。  
 × 秘密保持に関する誓約書等を作成していない。
- 業務に従事する職員全てに対して、退職後も引き続き秘密保持に関する制約を課す必要があります。**

## 2 運営基準⑬ 「秘密保持等」【居宅条例第34条(準用)】 【予防条例第54条の4(準用)】



-  サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、家族の同意を、それぞれ、あらかじめ文書（書面）により得ておくこと。
- ✗ 家族全員の同意を得ていない。



## 2 運営に関する基準⑯ 「苦情処理」

【居宅条例第37条(準用)】

【予防条例第54条の7(準用)】

- ▶ 相談窓口、苦情処理の体制や手順等、苦情を処理するために講じる概要について、明示すること。
- ▶ 苦情を受けた際は、受付日、その内容等を記録の上、事業所において対応改善策を検討する等、サービスの質の向上に向けた取組を行うこと。



保険者（実施地域内すべての区市町村）、東京都国民健康保険団体連合会（国保連）の苦情相談窓口を重要事項説明書に明示すること。

## 2 運営に関する基準⑯ 「会計区分」

【居宅条例第40条（準用）】

【予防条例第54条の10（準用）】

- 従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。**
  
- 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。**
  - ✗ 指定通所リハビリテーションの歳出入と病院の歳出入を分けていない
  - ✗ 同一法人が行う介護保険サービス全ての歳出入を1つにまとめている
  
- 歳入割合等で案分する等、指定通所リハビリテーションのみの歳出入に分けて記録を整備する必要があります。**

注意  
ポイント



## 2 運営に関する基準⑯ 「変更届」

【介護保険法第75条】

【介護保険法第115条の5】

- 当該指定に係る事業所の名称及び所在地等の厚生労働省令で定める事項に変更があった場合は、10日以内にその旨を都知事に届け出ること。



### 主な指摘事例

- ▶ 通常の事業の実施地域・事業所の営業時間・レイアウトに変更が生じていたにも関わらず、変更届がされていない。

### 3 報酬関係①介護給付費の算定

【告示第19号別表7注1】

- ▶ 計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所リハビリテーション計画を変更のうえ、変更後の所用時間に応じた単位数を算定すること。



- 適切な記録の整備についても算定要件となる。サービス提供の開始時間、終了時間の記録は所要時間の根拠になりますので、サービス提供時間は明確に記録すること。

### 3 報酬関係②加算の算定

#### <加算全般の算定における注意点>

- ▶ 加算の算定要件及び趣旨について、利用者に、契約前に重要事項説明書等により説明し、同意を得ておくこと。
  
- ▶ 加算が算定できる理由及びその趣旨を考察し、加算を算定する前には要件を必ず確認すること。

**«加算を適切に算定していない場合、返還となります。»**

### 3 報酬関係③ リハビリテーションマネジメント加算

【告示第19号別表7注10】

#### ■加算イ・ロ・ハ共通

- ・リハビリテーション会議の開催

利用開始から 6 月以内	1 月に 1 回以上
利用開始から 6 月超	3 月に 1 回以上

- ・リハビリテーション計画の説明と同意
- ・介護支援専門員への情報提供
- ・他サービスの従業者あるいは家族への指導・助言

#### ■加算ロ・ハ

利用者ごとの計画書の内容を「LIFE」を用いて厚生労働省に提出すること。

出典：[「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」（厚生労働省）](#)をもとに作成

### 3 報酬関係③ リハビリテーションマネジメント加算

【告示第19号別表7注10】

#### ■加算八



口腔アセスメント



栄養アセスメント



リハ・口腔・栄養の情報活用

出典：[「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」（厚生労働省）](#)

## 5 報酬関係④ 短期集中個別リハビリテーション実施加算

【告示第19号別表7注11】

### ◆算定要件を確認

→退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、  
1週につきおおむね2日以上、1日当たり40分以上実施

### ◆算定の根拠書類を確認

→通所リハビリテーション計画書、サービスの提供の記録



### 主な指摘事例

- ▶ 加算の起算日である退院日を誤って把握しており、算定期間が間違っていた。
- ▶ おおむね週2日以上実施していないにもかかわらず、加算を算定

### 3 報酬関係⑤ 事業所が送迎を行わない場合について (送迎減算)

【告示第19号別表7注24】

#### ■ 算定要件

利用者の居宅と指定通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わない場合は減算すること。

#### ■ 算定の根拠書類

送迎に関する記録

※送迎業務については第三者への委託等も可能  
その場合、減算は適用されない。

### 3 報酬関係⑥ 高齢者虐待防止措置未実施減算

【告示第19号別表7注2】

【告示第127号別表5注3】

- ▶ 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分周知していること。
- ▶ 虐待の防止のための指針を整備していること。
- ▶ 従業者に虐待の防止のための研修を定期的に実施していること。
- ▶ 以上に掲げる措置を適正に実施するための担当者を置いていること。

※全ての措置のうち、一つでも講じられていなければ減算



## 主な指摘事例

- ▶虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を開催していない。

**研修とは別に、虐待の発生や再発を防止するための委員会を定期的に開催してください。**

- ▶虐待防止のための指針を整備していない。

**虐待防止のマニュアルとは別に、虐待防止のための指針を整備してください。**

### 3 報酬関係⑦ 業務継続計画未策定減算

【告示第19号別表7注3】  
【告示第127号別表5注3】

- ▶ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に所定単位数の100分の1に相当する単位数が減算となる。

# 主な法令等の正式名称

## ◆居宅条例

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日付条例第111号)

## ◆規則

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日付規則第141号)

## ◆要領

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日付24福保高介第1882号)

# 主な法令等の正式名称

## ◇予防条例

- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年東京都条例第112号）

## ◇予防規則

- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第142号）

## ◇予防要領

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（24福保高介第1882号）

# 主な法令等の正式名称

## ■ 告示第19号

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日付厚生省告示第19号）

## ■ 告示第127号

- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）

## ■ 老企第36号

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

- ◆ 法令・基準を見る習慣をつくる。
- ◆ 各種計画に基づいてサービスを提供する。
- ◆ 記録・保存の必要性・重要性を理解する。
- ◆ 加算の算定要件を確認し算定する。

⇒より良いサービスへの心掛けをお願いします！